

知多市オープンデータ推進に関する指針

この指針は、市が保有する公共データを公開し、利活用を促進することにより新たな価値及びサービスを生み出すため、オープンデータを推進する際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものとする。

1 定義

オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールのもとに公開されたデータをいう。

2 オープンデータを推進する意義及び目的

(1) 行政の透明性及び信頼性の向上

本市が所有するデータを公開することにより、行政の透明性及び信頼性の向上を図る。

(2) 地域の活性化及び新事業の創出

企業、NPO等がデータを利活用し分析等を行うことにより、様々な分野において新たなビジネス及びサービスが創出され、経済の活性化に寄与する。

(3) 公共データの共有及び協働による地域問題の解決

市のホームページを通じて、市民、NPO等がデータを共有することにより、地域の課題を協働により解決する機会を得る。

(4) 行政における業務の高度化及び効率化

政策策定などにおいて、組織横断的にデータを分析することにより、業務の高度化及び効率化を図る。

3 取組の基本原則

(1) 市が提供可能な公共データを積極的に公開する。

(2) 営利又は非営利を問わず利用可能とし、活用を推進する。

(3) データは、二次利用に適した形式で提供する。

(4) オープンデータの取組が可能なものから順次公開する。

4 推進体制

全庁的な体制でオープンデータを推進していくものとする。

5 オープンデータ化の対象となるデータ

市のホームページに掲載し公開している情報については、原則としてオープンデータ化の対象とし、公開できない理由が明確なものを除き、公開できるデータは全て対象とする。

また、市民又は企業のニーズがあり、国が定める重点分野（白書、防災及び減災情報、地理区間情報、人の移動に関する情報並びに予算、決算及び調達情報）に係るデータについては、費用対効果を踏まえつつ積極的に公開するものとする。

6 オープンデータ化に関するルール

(1) 公開データの形式

公開するデータの形式は、機械的に読み取り再利用することを考慮し、特定のソフトウェアに依存しないデータとしてCSV形式での公開を原則とする。

また、CSV形式での公開が適当でないデータについては、最も一般的で二次利用可能なデータ形式によるものとする。

(2) 個人情報の確認

新たにデータを公開する際には、個人情報が含まれていないことを十分に確認し、個人情報が含まれる場合は、個人を全く特定できないように加工しなければならない。

(3) 二次利用の原則

基本的に営利目的も含めた二次利用を認め、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用して利用条件を示すものとする。

また、公開した情報を用いて行う行為について市は責任を負わない旨を明示するものとする。

7 この指針の改定

この指針の内容は、今後の国における検討、技術の進展等を踏まえ随時改定していくものとする。

附 則

この指針は、平成28年6月1日から施行する。